

予算決算委員会民生福祉分科会会議記録（令和6年度一般会計決算審査）

1. 日 時	令和7年10月1日（水） 令和7年10月1日（水）	9時30分開議 15時48分散会
2. 場 所	議員協議会室	
3. 出席議員	稲山悟座長、岡圭子副座長、小島政行委員、堀毛宏章委員、降矢杏奈委員、桐村裕一委員	
4. 欠席議員	なし	
5. 会議に付した事件	<p>認定第1号 令和6年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第2号 令和6年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第3号 令和6年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第4号 令和6年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p>	
6. 議事の経過	<p>稲山座長 挨拶</p> <p>稲山座長 開議宣告 9：30 開議</p> <p>日程第1 認定第1号 令和6年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p><b>【保健福祉部】</b>  <b>■長寿福祉課</b>  保健福祉部 挨拶  保健福祉部より説明</p> <p><b>【主な質疑応答】</b>  小島委員 139ページの老人クラブ助成事業について、140ページの事業効果の中で県の補助金対象事業が拡充されたとありますけれども、どのような拡充がされたのかをお尋ねします。  保健福祉部 県の補助金につきましては、新しく対象とする事業の範囲としまして、助け合い活動、新規会員獲得活動、そして地域活動の再開で、</p>	

この地域活動の再開はコロナで地域活動が止まっていた中で、新たに活発な活動をするという内容です。これらに対しても補助金を交付しますという内容が追加された拡充となっています。

小島委員

民生福祉常任委員会では老人クラブの役員の方々と意見交換会をさせてもらいました。地域によって少し考え方に温度差があるようですので、今拡充された内容等から、老人クラブの活動についてはもう少しほかの支部同士で意見交換など、何かされたら良いと思います。また、地域によっては60歳で強制的に老人クラブに入会させられるところもあるらしいので、それが良い悪いは別として、地域内でももう少し情報交換を密にされて、今の体制について市からも何か提案やアドバイスができたら良いかと思っておりますのでよろしくお願ひします。次に251ページの地域医療対策事業費の下段について、この前の地域医療特別委員会でも質問が出たのですが、今委託をしていただいている株式会社日本経営についてです。今回仕様書の中で、実際にどの程度のものをお世話になっていて何が残っているのかについてお知らせください。

保健福祉部

今コンサルへ業務委託しておりますのは、将来の人口動態等を踏まえた丹波篠山市の受診動向などを分析頂いた上で、丹波篠山市に必要な医療体制はどのようなものかという業務を全般的にお願いしています。その中で、当初は市内2病院のいずれかでささやま医療センターを引き継いで頂く話の中で、病院がある程度目途が立った時点で、引受先の病院とさらに詳細な医療体制の構築に向けた資料に基づいた分析を行って提言していくということを予定していました。今現在は将来人口の状況と受診動向のデータによる中間集計的なものを終えていただいています。今現状につきましては、最新の受診状況、救急の搬送状況を用いて再分析頂いているというところですので。当初描いていた、ささやま医療センターの引継ぎの状況がかなり変わってきているというところで、業務委託先ともこの先の展開については協議をしていこうと考えている状況になっております。

小島委員

仕様書があると思うのでその範囲内ということになると思いますが、今まで想定していなかった方向に行っているのでも、そこは上手に意見交換をして有益に使っていただけたら良いと思いますのでよろしくお願ひします。

桐村委員

145ページの在宅高齢者支援事業の件ですが、2点質問があります。2番の外出支援サービス事業の利用が減少したということが書いてありますが、高齢者障害者タクシー利用助成事業が挙

がっているということで、これは実際に市内の福祉タクシーが少ないことが原因なのかどうか状況を教えてほしいのが1点で、もう1点は、市内有料温水プール活用高齢者健康づくり事業補助金について7名くらい減ったということですが、これは年6回上限2,500円×回というので、1回あたり高齢者は300円くらいのはずなので、これは1回上限2,500円なのか月のことなのか。温水プール自体も利用が減った理由について今長寿福祉課で考えられる原因を教えてください。

保健福祉部

外出支援サービス事業につきまして、高齢者の部分につきましては社会福祉協議会に運行、運営を業務委託して実施しております。対象は常時車椅子の方で、車の乗降に介助が必要な方ということで一定程度の条件のもと、この事業を運行しております。減少の理由につきましては、一般の介護タクシー、福祉タクシーが昔に比べて走っていただいているということで、条件としてはどこにでも行ってもらえるのが通常の介護タクシーで、この外出支援サービスは医療機関のみが目的地となっておりますので、若干不自由な部分もありまして、利用者が選択されるケースが出てきています。大きく回数が減少した理由につきましては、多い頻度で利用されていた数名がお亡くなりになられたことが今回の減少の大きな理由と捉えています。タクシー料金の助成事業につきましては、助成回数が増えていて金額についても増となっています。この理由につきましては、タクシーの助成制度の普及啓発が大きいということと、令和6年度から市外のタクシー利用についても助成対象としたというところで、大きく利用が伸びてきたと考えています。温水プールの関係につきまして、上限額につきましては、月額2,500円が上限ということで、年間大体6回ということで、約半年分くらいを補助して、あとは自費で受けてもらうというのが当初の制度設計と聞いています。減少理由につきましては、確実なところが今の段階ではとらえ切れていないです。当初コロナ禍で利用はかなり減ったのですが、そのあと徐々に回復の兆しは見えてきていたのですが、令和6年度に関しては若干減少したということで、この辺りは継続的に状況を見ていく必要があると考えています。

降矢委員

182ページの災害時のケアプラン作成事業について、家族の了承が得られず作成が1件に留まったということですが、何が懸念材料になっているのか、家族等の了承が得られなかった理由をお伺いします。

保健福祉部

このケアプランでは、本人が自分のことを開示していただくとい

うことが大事になります。私はこういう体の状態なので、こういうところを手伝ってほしい、支援していただきたいということをまず開示しなければこの事業が進みません。まずは本人、それから御家族のところに説明に上がらせていただいております。その際に、今まで介護サービスを利用してきて、周りの人との交流が薄れてきたということもあるのですが、このままでいいと、わざわざ周りの人に知らせなくてもいいとおっしゃるようなことが増えておりました。そこを丁寧に、でも介護サービスは止まりますと、災害が起これるととまるので、支援に入るのは御近所の方だけなのでということで丁寧に説明をしながら、時間をかければ了解頂ける方もいらっしゃると思いますが、重度になっておられる方がほぼ対象者になられますので、もうすぐ施設に入れるからとか、そういった理由でお断りになられることもありましたし、入院をしているので今は要らないですという方もいらっしゃいました。そこは今後も丁寧に説明をしていきたいと思っております。

堀毛委員

145ページの(7)番の老人日常生活用具給付事業の火災警報器についてですが、昨年度は事業費0、電磁調理器もシルバーカーも0、0というのは事業をやる上で問題点があるのではないかと思います。火災警報器は特に設置義務が課されているわけで、この65歳以上のみの世帯で住民税が非課税となるとかなり限られてきます。1つ調査を頂きたいのは、昨年度は11件、民生委員あるいは防災関係の事業所事業者と一緒にひとり暮らしの老人宅を訪問されています。安全対策をされる際に、65歳以上の非課税世帯で火災警報器がついてない世帯があるのであれば問題だと思うのです。火災警報器は自宅だけの問題じゃなくて、火災警報器がついてないことによって延焼の可能性が高まるわけですから、地域全体の問題でもあります。65歳以上の非課税の世帯については消防署とぜひ協力して火災警報器が付いているのかについて確認頂いて、付いていないところがあるのであれば、早急に補助制度を利用して設置をするよう強力に呼びかけるべきだと思います。もう1点は、いつまでも非課税世帯に限っていると今後も0の可能性があるので、もう少し条件を緩和することも検討されてはいかがでしょうか。

保健福祉部

まず1点目の民生委員との昨年のごことですがけれども、消防本部の活動の一環に民生委員協議会が協力していただき、ひとり暮らしもしくは高齢者のみの世帯に消防本部がガス会社とか防犯用品の会社、電気会社の方と一緒に訪問に行かれる事業があります。民生委員が相談に行かれているお宅で了承を得られたところで、火災予防

のお宅訪問の家を選定しています。先ほどお話ありましたように、昨年は11件の訪問をしています。その選定があくまでも民生委員の情報の範囲での選定ですので、民生委員もさすがにその方が課税か非課税かどうかという問題までは確認ができていません。消防本部も非課税かどうかまで調査ができていませんけれども、今火災報知機は必要なものですので、今後は民生委員で点検内容や項目で調査の協力をしていきたいと思います。

保健福祉部

消防本部との連携につきましては、以前も一般質問を頂いた経緯もございまして、消防本部とこの事業に関しては連携しながら、特に消防本部からこの事業をPRしていくということで話はできていますが、再度今後の進め方に関しての連携方法につきましては、また消防本部としっかり協議していきたいと考えています。この制度の今後という部分で、非課税にこだわらず範囲を広げていくことにつきまして、この老人日常生活用具給付事業は非常に歴史の長い事業になってきています。介護保険制度が制度化されていく中で、一定の役割を終えていくべきものかもしれないという考えも担当ではしておりまして、この辺りにつきましては先ほどの火災報知機の設置状況等も踏まえながら、今後については拡充するのか、また別の事業として生まれ変わっていくのかも含めて慎重に検討していきたいと考えています。

堀毛委員

この火災警報器の設置義務は条例ができてから15年くらい経ちます。設置率は80%程度です。5件のうち1件が付いてない状態ですから、地域の防災の観点からいっても由々しき問題だと思っています。消防署と連携されるのはありがたいですけれども、やはり設置に結びつかないと意味がないので、先ほど山本さんからも説明ありましたが、今後は民生委員、それから防災業者、消防署、担当課と一体になって火災警報器の未設置を少なくするという観点から、強力に対応をお願いしたいと思います。この制度が役割を終わったのではとのお話もありましたけれども、この前の一般質問で感震ブレイカーのお話も出ました。火災報知機に関しては、単独から連動設置になっています。少し値段は張るのですが、1か所で火災が起これば家中全てに警報が鳴るという連動型の火災警報器への移行が推奨されている中、こういうものも含めた補助事業があると、今後も老人日常生活用具給付事業は必要性があるのではないかと思います。その辺も踏まえて検討頂けたらと思います。

岡副座長

138ページの敬老事業についてお聞きしたいのですが、前年度に比べて減額ということで、対象者の数は8013人という

保健福祉部

ことで256人増えているということですが、この減額の理由をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

敬老事業の主な経費につきましては、高齢者の祝福事業に係る記念品が一番大きな経費となっています。記念品につきましては、米寿と百賀が1万円、そして101歳以上が4,000円相当と決まっていますが、記念品の選定に当たりましては入札執行させていただいておりますので、毎年できるだけ相当額に近いような形での品目選定をしているのですが、入札の結果、額が思った以上に、相当額よりも下で入手できているところが減額の理由となります。ですので価格としては1万円相当額よりも高い額のものを選定して入札執行することによって通常価格よりも安く入手している関係上、減額となったということで御理解頂きたいと思っております。

岡副座長

同じく敬老事業のことで、地区開催が7地区、集落開催が12地区ということですが、これは開催されていない地区もあるのかどうかということと、大体平均はこの数なのかということ、開催していないところがあるならば、どのように地域と連携をとられているのかなど、教えていただけますでしょうか。

保健福祉部

敬老事業につきましては、まち協単位で開催されているところについては全て開催されています。ただ、自治会単位で開催されている地域につきましては、数か所ですが開催されていない自治会もございます。10自治会未満ですが、そこにつきましては地域の様々な事情の中で敬老会を開催しないということで、補助金も受け取られていない状況です。ただ令和6年度まで実施されてこなかった自治会が令和7年度になって初めて実施されたという自治会もございます。

小島委員

145から146ページですけれども、146ページの事業効果の5番になります。緊急通報体制等整備事業で、170台の台数の設置ですが、これについて自己負担は全く要らないのかどうかということを知りたいのと、今回の通報件数は172件ということですが、複数の方が使われるのか、そうではないのかについて教えてください。それから協力員の対応件数は昨年より相当増えているのですけれどもそれについてお聞きしたいのと、あとこのシステム自体が協力員は地域の方にお世話になっていると思うので、今後この事業自体を続けていくのが良いのか、それとも民間のA社との個人的な契約など、直接市が支援しない方法もあるのではないかと思います。それについていかがでしょうか。

保健福祉部

緊急通報システム事業の利用料金につきまして、利用者負担はご

ございます。ただ、非課税の方でいきますと月 200 円であったりとか、300 円というような額で、月額頂いている状況です。仕組み自体の今後というところの御質問だと思うのですが、この先、恐らく御自身で携帯電話を持たれてる方がどんどん増えてきます。そうやってきたときには、このシステムの在り方がまた大きく変わるということを考えています。今現状につきましては、協力員に大分大きな部分を担っていただいている仕組みに関して、問題が徐々に出てきているのが実際のところですが、協力員自体が高齢なので、この役割はしんどいとか、新規の方だと見つけることが難しいことが見えてきました。我々がこの制度にこだわってやってきたのは、そういった協力員の関わりの中で、地域づくりという部分に関して、できる限りこういった仕組みを残しつつやっていきたいという考えのもと現在もやってきているのですが、小島委員がおっしゃったように、どこかで考えていく必要があるということは常に考えながら今運用を行っているところで、設置台数がこれから爆発的に伸びていくかどうかという部分に関しては、少し難しいということも考えながら状況を見ていきたいと考えています。

小島委員

救急出動に至るまでは、協力員が行かれて初めてその状態によって救急員さんへという話になると思うんですけど、タイムラグが今言われたみたいにあると思います。#7119もできたことも考えると、今課長が言われたように地域づくりの1つではあるかもしれないけれども、緊急事態の場合はそのような方向を考えていただいても良いのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

保健福祉部

救急隊への連絡につきましては、利用者が緊急ボタンを押された際には、常駐の看護師が対応します。そのときの対応の状況によって、直接救急隊への通報ということを基本的に行っていますので、協力員にお世話になるというのはボタンを押されたけど、応答がなく状況が分からない場合、例えば、少し耳が遠くてこちらの呼びかけに反応がないケース、転倒して少し起こしてほしいというようなケースで協力員のお世話になっております。一方目で看護師が救急隊への通報が必要と判断した場合は即救急隊への通報という形で動いております。

稲山座長

143 ページの高齢者就労機会確保事業、シルバー人材センターについてですけれども、簡単にしか説明がなかったのですが、私は毎年度シルバー人材センターの総会に御案内頂いて出席させていただいております。いろんな運営上の課題とか、どれだけ需給があるのかについて、様々な課題があると思うのですが、効果の部

分が余り記載されていないので、効果の部分について教えていただきたいのと、シルバー人材センターが全国的にどのような状況にあるのかをお聞かせください。それから同じく外部の委託になるかもしれませんが、147ページの権利擁護サポートセンターに関する部分で、対応人数が減となっているのですけれども、こちらの状況の分析は委託されてるので分からないかもしれませんが、分かる範囲で状況をお聞かせください。それから、同じくこれも外部になるのですけれども、128ページの社会福祉協議会助成費について、本年度から社会福祉協議会の団体事務は一部違うところへ移されて、私も何回か行かせていただきますと場所的に非常に狭いという話を聞きます。他の広いところという話も何か聞いたこともあるのですけれども、社会福祉協議会と事務所のことや運営のことなど様々なことを定期的にお話しされていると思うのですけれども、その辺りのことについての現状と課題も含めて全体概要をお聞かせください。

保健福祉部

シルバー人材センターの部分について回答します。143ページの高齢者就業機会確保事業につきまして、内容としてはシルバー人材センターへの運営の補助金になっております。こちらの効果ですけれども、補助金1,324万円ですがシルバー人材センターは国の補助金も市と同額の補助金を受けています。こちらの補助金は国のメニューが幾つかあるのですけれども、会員への安全就業の研修を行う、設備を整えるといった部分に使われています。毎年数件のケガや事故等が起こっているという報告を受けているのですけれども、そういうような、特に安全就業あるいは物損事故を防ぐような事業に補助金を使っています。あとシルバー人材センターの今の状況ですけれども、運営面ではインボイスが始まった後、消費税をシルバー人材センターが会員から消費税を受け取ることができない仕組みできていますので、消費税をシルバー人材センターで負担をしないといけないという問題が2年ほど前から始まっています。今は消費税も納税の軽減があったりして運用されていますけれども、消費税を完全に納めていく方法をとるのか、あるいは契約方法を見直す第三者契約というものをを用いて、シルバー人材センターが消費税を負担せずに発注元といいますか、負担をする方法をとるかどうかというところで、今どの仕組みをしようかですとか、それをするに当たっては事務の仕方が変わってきたりしますので、そちらの運営方法をどうしようかということを取り組まれているということをヒアリング等で聞いております。

保健福祉部

権利擁護サポートセンターの対応件数についてお答えします。昨年度は、相談経路としまして1番多かったのがケアマネジャーや相談員等の専門相談員からの相談が多くありました。そのうち継続的に対応しているケースと終結しているケースとといいますと、終結しているケースが6割程度ありまして、相談が1度で終結した場合については、対応件数としては上がらないというところもありまして、継続して対応しないといけないケースが少ないといえますか、一度相談を受けたらそのあとは専門職で対応いただけるというようなところもあるということが考えられると思っています。権利擁護サポートセンターの方につきましては、様々な関係機関の方と協力していただいておりますので、その権利擁護に関する専門的なところの役割を果たしていただいているというところになります。

保健福祉部

社会福祉協議会の関係につきましては、運営面は随時、社会福祉協議会と保健福祉部で様々な協議や調整を行っているところです。お話頂きました事務所の場所につきましては、数年前からそのような事務所自体が手狭になっているというような話は聞いているのですが、実際のところは今の場所での移転となると、健康福祉センターが保健福祉部の管理になっていきますので、保健福祉部と協議がされているという状況を聞いております。ただ結局はどこかの部屋を潰すような形になってきますので、いずれにしても市民が活用される部屋がなくなるというデメリットもございますので、なかなかあの場所で、新たに部屋を展開するのは難しい状況にあると聞いています。また新たに社会福祉協議会が独自で別途違う場所を探されるということにつきましても、財源的なこともあると思いますので非常に困難な状況であるのではないかと考えております。

稲山座長

それぞれ団体と十分意見交換していただけて進めていただきたいと思います。それから何点か重複しないところで確認させてください。まず1つ目が131ページの行旅病人取扱事務費について、今おられる職員も取扱い件数が0なので制度自体も御存じないかと思うのですが、行旅病人のことです。平成27年から0ということで本当に良い傾向と思うのですが、現状夜間は市役所が全部閉まっていますし、訪ねてこられる方もないと思うのですが、この制度の全国的なことも踏まえてこの0ということは良いと思うのですが、本当に0なのかということについては思うところがありますので、この点について職員も制度自体を御認識があるのかどうかをお聞かせください。それから次に129ページの地域福祉推進事業費のところ、これは要望になりますけれども、

決算審査なので我々はこの団体数だけを出されても分かりにくいところがあります。社会福祉協議会が実施主体ではあるのですが、50団体はどういったところなのか、それから令和5年度に比べて20団体ほど増えているということですので、この辺りについても来年度以降、どういった団体が受けられているかについてこの審査で聞くわけにもいかないのです、今後こちらの記載方法を検討頂ければと思います。

保健福祉部

131ページの行旅病人取扱事務費です。こちら行旅死亡人の取扱いは0件が続いております。私の記憶ですが、私が前の前の前の部署にいたときに死亡があったので平成24年か25年くらいだと思います。それ以降行き倒れで死亡の方の取扱いはございません。もう1点の移送費の支払い人数というものについて、旅費をなくして市役所に立ち寄られた方に、隣の主要な町の駅まで行ける費用として500円を支払っているものです。確かに日中は丹南支所と本庁の2か所で、対応できるようにしているのですが、夜間には本庁のみとなりますので本庁舎に来ていただかないとお渡しできない状況になってはいますが、日中は丹南支所も対応できるようにしております。確かに件数が年間あるかないかという状況になってきていますし、職員もよく異動してきますので、そういうことがあるということは4月には周知をしていますが、丹南支所と本庁にはまた周知をしておきたいと思います。もう1点、129ページの内訳の記載については、また来年度もう少し団体が分かるようにしたいと思います。50団体につきましては、地域のいきいきサロンを実施している団体ですので、基本的に自治会単位やそのグループ単位になります。

稲山座長

130ページの福祉事務所管理費についてです。担当課は本当にいろんな団体から要望も聞いて課題も複雑多様化してきてると思います。それは市だけでは処理ができなくて、県あるいは国への話かけや働きかけが大きいと思います。そういう意味で福祉事務所管理費の中で県内あるいはいろんなブロックとお話合いされている状況であると思うのですが、今この福祉事務所管理費の中で近畿とか県があると思うのですが、どういったことを国へ要望されているのか、状況についてお聞かせ頂ければと思います。

保健福祉部

先ほど御質問頂きました近畿や県下の福祉事務所長会議ですが、近畿ブロックにつきましては今回一般質問を頂きました難聴高齢者への補聴器の助成、医療的ケアが必要な方への支援、また事業所への支援といった福祉全般、その他いろいろあるのですが、

そういったことを国のこども家庭庁であるとか厚生労働省へ要望活動を行っております。今申し上げたような内容につきましては市単独で予算をつけてするというはかなり大きな課題になりますので、やはり国や県の補助金があつて初めて市でも十分な対応ができる部分もありますので、そういった活動については毎年近畿等の事務所長会でされております。あと課題となっております、生活保護基準引き下げの遡及をしなければいけないのかといった新聞報道もありましたけども、そういった対応でありますとか、こども誰でも通園制度についても今回要望事項に挙がっておりますので、そういったことについては福祉事務所長会で、国の関係機関に要望へ行くという活動をされております。

稲山座長

ありがとうございます。本当にいろんな要望が多いと思いますので、いろんな団体を通じて施策が実現できるように、市民の皆さんの御要望にこたえられるようによろしくお願ひしたいと思います。

日程第4 認定第4号 令和6年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

■長寿福祉課、健康課  
保健福祉部より説明

【主な質疑応答】

小島委員

頂いた資料の2ページ目の不納欠損の明細書について、納付意思なしと言うふうに書かれていて、このような明細で資料をいただいたのかあまり覚えないのですけれども、納付意思なしというところには生活困窮者もいると思うのですけれども、何かこういう方ですという内訳があれば教えてください。

保健福祉部

納付意思なしとしている部分ですが、こちらについては継続して納付相談を行いまして誓約書等による分割納付等の相談をさせていただいたものの応じていただけなかったものについて納付なしと記載しているものになります。

小島委員

その場合は、昨年も堀毛委員が質問されたと思いますが、ペナルティーなど何か対応策はあるのでしょうか。

保健福祉部

こちらにつきましては、介護保険サービスを利用するときに、負担額が3割であったり10割負担であったりというようなところに増えるペナルティーがございます、この件についても納付意思相談で対象者の方と接触する際に御説明を申し上げているところでご

	<p>ございます。</p>
小島委員	<p>納付意思なしということに戻りますけれども、主な理由は何か把握されていますか。</p>
保健福祉部	<p>主な理由としましては、制度そのものへの理解不足と介護保険制度そのものへの不満が大きいというふうに感じております。</p>
小島委員	<p>金銭的というよりも、そちらのほうが大きいということでしょうか。</p>
保健福祉部	<p>おっしゃるとおり、金銭的に苦しいとは必ずしも言えない方がおられます。</p>
桐村委員	<p>6ページの認定調査等費ですけれども、認定調査の件数が令和6年の分だけなので、認定調査件数が今回大分人数を増やしているのですけれども、令和5年のデータ、依頼件数などが分かれば教えてほしいです。今すぐに回答が難しい場合は後日でも結構でございます。続いて8ページの保険給付費ですけれども、要支援の方がすごく増えていて、また施設サービス費については介護度が上がってたくさんの方が費用がかかっていると書かれています。事業効果の部分で、保険給付費等の適正化に向けて働きかけを行うというのが書かれています。この部分については重度化していく方は仕方ないので、適正化を行うということは、潤沢な感じの介護を今されているのでしょうか。この部分の意味が分かりにくく、介護度が上がってくるとかかる費用は上がっていくわけであって、下がることはないと思うのですけれども、適正化に向けた働きという意味合いが分かりにくいので教えてほしいです。</p>
保健福祉部	<p>8ページに書かせていただいておりますところについて説明させていただきます。介護給付費の適正化といいますのは、ここにも書いておりますが、適正化の項目の中にケアプランの点検といたしまして、ケアマネジャーが立てている計画があります。その中で本当にこの人に必要であるかという見極めが重要になってきていて、議員がおっしゃるような必要な方には必要なサービスを適切に受けていただくようにアドバイスもしますし、反対に利用されていないようなサービスがあったり、どうしても家族の意向に引っ張られていて利用者の意向ではないようなところについては再検討したり、簡単なところでは福祉用具の貸与、レンタルをしている方々であれば、住宅改修に切り替えるようなことの話をしたり、本当に小さなことですけれども給付費をできるだけ必要ないところには使わないということで適正化を図っております。</p>
桐村委員	<p>19ページの家族介護支援事業について、これは昨年も質問しま</p>

して同じ内容になりますが、認知症高齢者の見守りSOSネットワーク事業とGPS機器導入の件です。これが市内の高齢者、高齢化率がかなり高くなってきてる中で、同じく97人と2件という数字はかなり少ない感じはしてくるのです。去年、このGPSの端末については服に身に着けることが難しいということをお聞きしているので、何か改良されたりとかしているのでしょうか。またSOSネットワーク事業について、人数が少し少ない感じがするのですけれども、それについての説明をお願いします。

保健福祉部

まずSOS登録につきまして、前回も説明させていただいたかもしれませんが、登録に関しては、先ほどの災害時と一緒です。自分を開示しないといけないというところで、そこがネックになっているところなんです。できるだけ1人外出を自由にさせていただきたいというのが私たちです。登録をしていただいて活動を制限するために登録をするわけではありませんので、安全に外出できるように見守りをしていただきたいという協力を地域の皆さんにさせていただく事業になっております。ただそうやって自分を開示しないといけない、家族を開示しないといけない、近所の人に知られたくないというところが正しくまだ認知症の理解ができてないところが、人数が少ないところになっております。GPSにつきましては、本市では初期費用だけを負担させていただいております。ネックになっているのは、そのあとにかかってくる毎月のコストです。そこまで市では見ていないということも1つです。それから、今は靴に入れるタイプがほとんどになっておりまして、その靴を履かないということもありますので、ほかの機種がないかということはずっと検討しておりまして、また今後、国で介護保険の中でレンタル商品に入っていくようなことも聞いていますので、その辺りも勉強しながらより活用しやすいものを取り入れていきたいと検討しております。

桐村委員

今言われたように、できるだけ登録されて皆さんが自由にできるようになっていったらと思います。このGPSは国の施策でされることになるのであればよいのですけれども、できれば当面の決まるまでの間は維持費についても検討されていったらよいと思います。おむつ代なども少し減っていたりしているので出来たらいいと思います。これは要望です。次に22ページの福祉用具住宅改修支援事業について聞きたいことがあるのですけれども、地域で暮らそうとしていくと、理学療法士の方を呼んだりしてきちんとしたサービスをしていく部分について、これは介護保険を使っているものではなくて市単独のものになるのでしょうか。福祉住宅改修支援事業は介

保健福祉部

護保険の中にもあると思うのですが、この部分については市単独でされているのか、それとも介護保険の中でされているのでしょうか。福祉用具住宅改修の適正化事業で上げている分は令和6年度は8件ですけれども、こちらについては利用者が生活される中で、生活環境に合わせて福祉を利用するのがいいのか、住宅改修が必要なのかということをお本人様の状況と家庭の環境を見て、どういう福祉用具を入れるとか住宅改修にするとかということについて、最もふさわしい方法等で利用してもらえるように、リハビリ職さんに行き見ていただき、生活環境に合わせてどういう動きをすればいいのかというアドバイスをさせていただいてるものになります。住宅改修の支援事業35件の分につきましては、認定を受けておられて住宅改修とか福祉用具以外のサービスがない場合に、プラン作成の費用は、事業所に入らないためにそこを補うために、こちらのほうで支援させていただいている分になります。

降矢委員

18ページの在宅医療・介護連携推進事業ですけれども、丹波篠山市でもエンディングノート人生会議についてということで3回行われたということですが、私も他市ではありますが人生会議について勉強してまいりました。そこでは模試花ゲームというカードゲームを用いて行う人生会議でした。丹波篠山市で開催した3回はどのような形で人生会議を進められたのでしょうか、効果というところについてお伺いしたいと思います。

保健福祉部

ここに書かせていただいています人生会議について、令和6年度は専門職向けということで開催させていただきました。人生会議のやり方は先ほど議員がおっしゃったもしバナゲームを行いました。もしバナゲームは書いてある言葉も難しく、一般市民には理解しにくいところもあるので、今はその内容になるものもたくさん出ておりますので、そういったものも活用したいと思っています。あとは人生会議とは何かということをおまず周知していく専門職が知らないとお伝えていけないです、車座になって会話をすることではないということをおしています。ここにも書かせていただいています、私の大事をつなぐノート、エンディングノートは、今市民にかなりの冊数を配ってきておりますが、それを使って対話をしていくというようなチラシも印刷させてもらいました。それを使って、薬局、医療機関にも置かせてもらって周知をおしていますので、今年度11月30日に人生会議についての市民フォーラムをお企画しておりますので、よろしければどうぞ御参加頂けたらと思います。

降矢委員

ありがとうございます。ぜひ参加させていただきたいとお思います。

ぜひ丹波篠山市でもこの人生会議をもっと気軽に、皆さん人生会議は何なのかということで、深く考えて難しく考える、また自分の自己開示というところが嫌だという方も多いと思うのですが、ゲーム感覚ですることによって対話から心が開き、また今後につながっていくと思いますので、また回数のほうもぜひ3回と言わずにたくさんしてもらえたらと思います。次に21ページの地域資源を活かしたネットワーク形成に資する事業についてです。令和5年度が198人に対して6908食、令和6年度が267に対して1万6481食ということで、配食数が倍以上に増えているのですが、1食だけに限らず、1日何食も頼まれている方が多いという計算でよろしいのでしょうか。

保健福祉部

見守り弁当サービスにつきまして、令和5年度につきましては、これまで配食サービスという形で、市と社会福祉協議会とそれぞれ事業を行っていたものを再編成して、令和5年の10月から新たに見守り弁当サービスということで再スタートしています。再スタートにつきまして利便性が上がりましたので、御利用者が増えたということで、令和5年度については10月以降からの実績計上ですので、令和6年度が1年分の実績計上となっているということです。令和5年度と令和6年度では非常に多く差があるということで御理解頂けたらと思います。令和5年度は1年分の実績ではないということになります。

保健福祉部

先ほど桐村委員からお尋ねのありました、令和5年度の認定調査の件数でございます。大変お待たせして申し訳ございません。令和5年度につきましては、市の件数が982件、令和5年度の数字が多くなってございますが、これまで長年認定調査に携わっていただいた認定調査員が令和5年度に退職され、令和6年度から新たに調査員になられた方がおられましたので、かなり件数が減ったというところがございます。それから市内のケアマネジャーに委託した分については、775件、それから県外のケアマネジャー、施設入所等による県外の方については95件、それから本市以外の行政に委託したものが66件の合計1918件でございました。

堀毛委員

27ページの保健福祉事業の介護用品給付費の実績が郵便料を除いて354万1000円です。確認ですがこの適用を受けるためには該当世帯の収入制限があったのでしょうか。もう1点は事業の効果で令和3年度が1283人、昨年度822人と約30%減になっているのですが、介護認定3以上の方は3割も減ってるわけではないので、この辺りの事情を教えてくださいましたらうれしい

です。

保健福祉部

介護用品給付事業の制度につきましては、議員おっしゃるように所得制限がございます。制限につきましては、主たる介護者の方の所得制限と御利用者御本人が非課税であることが条件になっております。給付の実績減少の要因につきまして、1つ考えているのは普及啓発に関しましては、基本的に要介護認定受けられている方ですので、各ケアマネジャーを通じてこの制度は御利用者様にお話が行くということで、このあたりについてはしっかり行われていると考えております。減少原因について、これまでは介護保険の地域支援事業のくくりの中で介護用品の給付事業を行ってきていましたが、国の指導の中で介護用品給付事業は地域支援事業で実施するのはそぐわないという指導が継続的に現在もされているわけですが、その際に、このまま地域支援事業で実施していくのであれば経過措置として認めて来られた期間があるのですが、これまで介護者の所得のみに着目した制度で運用していたのが、先ほど申し上げました本人が非課税という条件が新たに追加されました。これにより令和3年度に変更していますので、令和4年度、令和5年度あたりに影響が出てきているのではないかと思います。実際に申請頂いても非該当になるというのが実態なのです。地域支援事業から令和6年度に保健福祉事業へ移行しましたので、その条件を見直すことも可能ではあるのですが、この保健福祉事業につきましては全てこの費用に第1号被保険者の保険料が100%充てられるので、保険料の影響も考えると慎重に見直しについては考えていきたいということで、要因としては所得制限が加わったことかと考えています。

堀毛委員

介護にかかる経費を抑えるための一環という理解でよろしいですね、了解しました。

保健福祉部

小島委員が先ほど質問されていた令和6年度介護保険料不納欠損処分の明細のことですけれども、先ほどペナルティーのことは教えていただいたのですが、生活保護受給者や無年金の方、低所得者の方など、生活困窮の方に関しては何か支援や減免制度をされているのか教えてください。

保健福祉部

介護保険料につきましては、もともと所得に応じた段階が定められておりまして、基本の金額に対して1から15の現在15段階での運用をしているところでございます。この中で第1段階というのが最も低い金額ということで、生活保護世帯並みの収入の方については、そもそもの保険料が低額ですので、それ以外の減免という形はとっておりませんが、相談等に応じまして分割納付でお世話にな

	<p>ったりというような納付誓約を頂くように努めているところでございます。</p>
岡副座長	<p>ありがとうございます。分割制度ということで対応されていることについて効果は出ているのでしょうか。</p>
保健福祉部	<p>介護保険料につきましては、そもそも消滅時効が2年と短く設定されていることもございますので、納付誓約書を取り交わすことによりまして時効の中断措置が最も大きい効果と考えております。先ほどから申し上げましたが、生活保護世帯等の低所得世帯の低所得者の方の保険料でございますので、納付については誓約書どおりに履行されない面もございますが、時効到達による不能欠損を防ぐための納付誓約書を取得するというところが最も大きな効果ではないかと考えています。</p>
保健福祉部	<p>そもそもお支払いができない方は生活全体に何か課題があることが多いです。そういった場合、家計相談にも乗っていく必要もありますので、生活困窮の窓口につないだり、ほかに何か困り事がないかというところを福祉総合相談で聞いていたりしながら、介護保険だけでは終わらないところもありますのでそういった対応もしております。</p>
稲山座長	<p>2ページの連合会負担金の事業の効果が空白でして、連合会の負担金ですから書きようがないと思います。今後事業、事務をされるときに、ほかの事業へ移されるとかそういったことをされたらどうかと思います。恐らく割当てできている部分なので書けないと思いますが空白で今審査しなければならないので、この部分に関して何か発言できるのであればお願いします。</p>
保健福祉部	<p>御指摘の連合会負担金でございますが、座長がおっしゃいましたように、県の国民健康保険団体連合会への負担金ということで事務を委託している分についての負担金でございます。次年度以降は、実際の審査件数等を記載するなどにより対応するか、一般管理費的なものでございますので、別途他の事業と一括して記載するように改めていきたいと考えます。</p>
稲山座長	<p>それから今回冒頭申し上げましたとおり、監査委員から審査意見書の6番目のところで43ページになりますが、部長、課長は見られていると思うのですけれども、目的と効果の意識が薄いということで御指摘があります。今回介護保険のところを見させていただきますと、実績の数字だけが上がっている記載が多いと思うので、事業の効果のところは今日もお話出るとおり、どういう目的で、どういう効果があったのかということに記載する欄だと思いますの</p>

で、保健福祉部の決算審査は今日で終わるのですが、来年度にやろうと思うと忘れてしまうと思いますので、審査終了後すぐにも課長、部長が記入する欄であると思いますので、担当者が書かれた分を監査委員の指摘を踏まえてもう一度、今終わった後に来年度に向けて修正をお願いできればと思います。私が思うのは、事業の様式が事業の概要になっているので、ここは事業の目的としたほうが皆さんの意識が出ると思います。監査委員の指摘ですので、それをつなぐのがこの分科会の役割だと思います。来年になると御担当者も代わられると思うので、終わった後に課長、部長で聞き取っていただいて、この部分は管理職の仕事だと思いますので、この部分は来年度に向けて文言整理をお願いしたいと思います。

日程第1 認定第1号 令和6年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

【保健福祉部（健康担当）】

■健康課

保健福祉部 挨拶

保健福祉部より説明

【主な質疑応答】

稲山座長 説明が長過ぎるので、保健福祉部においては説明時間を短くしてください、ポイントを押さえたところで説明していただければ十分だと思います。説明に30分くらいかかっているの、端的に要領よくよろしくお願いしたいと思います。それではただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

小島委員 278ページの休日診療所事業についてです。数値からいきますと人数は増えているけれども金額が減っているということで、そこはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

保健福祉部 休日診療所の医師会への委託料につきましては、人数ではなく休日診療を開設頂いている日数に応じて委託料をお支払いしておりますので、若干減少している結果となっておりますが、開設の日数以外に、開設に必要な例えば機器リース料、電話代等の通信費、備品などの購入費も補助しておりますので、その減額によりまして合計としては減額となっている状況でございます。

小島委員 了解しました。あくまでも診察料に関しては個人でという理解でよろしいですね。その件で、現在はA病院にお世話になってますが、

今後もどこの病院にお世話になるのかというのはこの委託先の市医師会の決定になると思うのですけれども、この前の地域医療特別委員会の中で今後状況は分からないのですけれども、A病院がB病院を運営されるということになると、ある程度の委託費用を協力頂きたいということについての意見が地域医療特別委員長からありました。しかし、A病院といったようにこちらから指名ができないと思うのですけれども、医師会の中で今後の休日診療所の方向性か何かをお話されているようでしたら教えてください。

保健福祉部

休日診療所の在り方については毎年、休日診療所運営委員会を開催しております。現在は医師会に委託という形で運営しておりますが、現状のとおりA病院でお世話になり続けることはできなくなるかもしれないということも考えておかなければならないという意見もその中では出ております。ただ現状にA病院に委託させていただくことによってうまく機能している点としては、広い診療範囲で見ただけで見ただけのところなどがあります。どうしても市民センターに戻すとなりますと、物理的に感染症を見られるような環境整備が必要であるということもありまして難しいということになっております。多くの市民の方が出入りする場所でありまして、発熱患者と他の患者を空間的、時間的に分離することができないということなどがございます。また人員的に医療スタッフの確保も難しいという話もありまして、医師会からは医師の派遣だけであれば何とかということも言われておりますが、例えば輪番制ということも含めて、現状会員様の賛同が得にくい状況であるということが言われております。従来市民センターで実施していたときからやはり専門的な分野でしか診療ができないというところで苦情が多かったということが言われておりますし、電話をかけたその段階で診療を断られたという苦情も多かったと聞いております。いろいろ議論はございますけれども、現状として今より便利になることが考えられない、また市民の皆さんへのメリットもないということで話が進みにくい状況になってございます。引き続き医師会の意向も確認しながら、協議、議論を続けていきたいと考えております。

小島委員

今言われたような休日診療所を市民センターに戻すことについてこだわる必要はないと思うのです。今までであれば診療所に行かれて対応できなかった場合には、病院へまた搬送されるということがあったので、今後、他の病院が受けていただく可能性もあるかもしれないのですけれども、市民サービスについて考えるとその場所で一

定の処置ができるところが良いのではないかと思います。

堀毛委員

249ページの健康福祉センター管理費の献血事業ですけれども、昨年度に比べて献血が2割ほど減っています。場所と日数が2回分減っていますが、割合から言うとそれ以上に各献血会場での献血者が減っているということになると思います。献血可能年齢が16歳から69歳ですが、当然この年齢に該当する市内の人数が毎年減っていることは間違いありません。献血者数が減ることは容易に理解できるのですけれども、例えば今後献血を増やそうとするのであれば、今人口が増えている外国人市民の皆さんに献血を呼びかけるのはいかがでしょうか、特に若い方が多いですのでそれも1つの方法だと思います。また兵庫県赤十字血液センターと献血者をこれ以上減らさない対応の協議はされているのでしょうか。もう1点はありまして、丹波篠山市は日本赤十字社の献血事業に全面的に協力しているので、献血に伴う様々なデータについて、どれくらいの血液の需要があり供給が行われ、そのうち献血がどれくらいの割合で必要とされているのかについて、他市と丹波篠山市の献血分の比較のような、色んなデータを日本赤十字社または兵庫県赤十字血液センターから提供があるのかどうかについてお聞かせください。

保健福祉部

先ほどの献血の関係で、毎年人数が減っているということでしたが、外国人の方に呼びかけるというところで、外国人の方も献血に現在参加いただいております。こちらでできることとしましては、新聞折り込みの周知と市の公式LINEを使っての献血の呼びかけ、あとは公共施設などでの献血の際にはおられた方にお声掛けをして御協力を頂いているということもあります。2点目の日本赤十字社のデータの協力ということですが、詳しいところ丹波篠山市と他市などの比較の提供について、需要などの詳しい数字は頂いておりませんので分かりかねるところがありますが一度日本赤十字社にも協議をしてみまして、そのようなデータが出るかどうかの確認を行っていきたくと思います。

堀毛委員

実績データを頂くということは、今後献血にどう市が協力していくかの指針になると思います。日本赤十字社から送っていただけるデータの内容については様々な制限があるかもしれませんが、市としてもできるだけ把握しておかれたほうが良いのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

降矢委員

258ページの妊娠・出産包括支援事業ですけれども、2点お伺いしたいことがあります。産後ママのサポート事業で、事業所で日帰りデイケア117名の方が令和6年度利用されたということです

けれども、実際令和7年度に入りまして、恐らく他市の方も利用されることができたことによって、利用したいときに予約がとれないといった声も伺っております。各事業所で申込みをする際には、それぞれ直接各施設に連絡となっておりますけれども、何か市内の方が優先できるようになっているのか。そういった工夫なども改善されているのかお伺いしたいです。2点目がお産応援119ですけれども、9名の方が実際に利用されたということですが、これは突然陣痛が来て救急搬送されたとか、9名の方の利用された背景が分かればお伺いしたいです

保健福祉部

産後ケアの通所の方の利用についてですが、今のところ丹波篠山市では御希望の日に御利用頂いてる状況で、断っておりません。お母さんの希望の通りに予約をとらせてもらっています。今年度、逆に丹波篠山市の方で市外のほうで受けたい、里帰り先で産後ケアを受けたい方についても、兵庫県内の里帰り先の市とやりとりをして利用できるように手続をとって御利用頂いてる状況ですそれから2点目の応援119のことですけれども、それについては昨年度9名の方が利用されました。そのうち半数以上の方が経産婦さんの方で、実際陣痛が来て救急車を呼んだという状況です。他の方については、まだ妊娠週数が後期ではなくまだ前期中期あたりの方で、お母さんのほうで破水したと思われて呼ばれたという方がありました。あとは1人だけですが、自宅で既に出産してしまっただけで呼ばれたケースの方もいらっしゃいました。

降矢委員

もう少し詳しくお伺いしたいと思います。まず1点目の日帰りデイケアというところで、市では断ってはいないと把握されているということでもよろしいでしょうか。全員がそれぞれ希望された曜日、日時に予約をされているということでもよろしいでしょうか。

保健福祉部

全員の方が利用頂いているということで、御希望どおりの日時で利用できております。

降矢委員

承知いたしました。2点目のお産応援事業の119の9名の方で、各お母様方はおそらく指定病院があると思うのですが、搬送先は希望された指定病院に運ばれているという認識でもよろしいでしょうか。

保健福祉部

出産予定の病院に搬送されております。

保健福祉部

先ほどの降矢委員お尋ねの産後ケアにつきまして少し追加させていただきます。降矢委員には一般質問で産後ケア事業のお母様の声を拾っていただきまして、回数の方を増やすような提案も頂きました。令和7年度から通所型のケアにつきましては3回まで利用し

ていただくことができました。他市からも多くの問合せがあるのですけれども、丹波篠山らしいといいますか古民家を活用してやっていただいたり今年度は東部にも新しく産後ケア施設もできました、助産師さんが精力的に頑張っていた分は、市としても一緒に協力してやっていこうと思っております。利用回数につきまして県では7回まで可能という市が多いですし、事業所も頑張りたいという意向を聞かせていただいておりますので、先ほど言ったように今のところ皆さん希望どおり利用頂いているのですけれども、これからのことも考えまして非常に大事な事業ですので、当初予算のところでも少し考えさせてください、予算でお世話になる場合には説明していきたいと思えます。

稲山座長

2点説明をお願いします。1つが256ページの未熟児養育事業についてです。事業の効果で令和6年度の未熟児が19人という数字があるのですけれども、丹波篠山市の出生者数は200人余りだと思うので、この数が多いのか少ないのか、全国的なことも含めて分かれば教えてください。それから養育医療の申請が2件あって給付が1件になってます。1件は無理だったということなので無理になった理由を可能な範囲をお聞かせください。それからもう1点が264ページの健康福祉センター管理費についてです。健康福祉センターはかなり年数が経ってきて修繕が必要になってきたと思っています。決算を見させていただきますと1,000万円近い修繕費が入っています。修繕費が970万円となっております。言葉としては書いてあるんですけど、大体970万でどれぐらいかかってきたのか、工事の内訳を聞かせてください。

保健福祉部

未熟児のお子さんの人数ですけれども、丹波篠山市は出生数208人のうち低出生体重児が19名だったということで、それが全国と比較して多いのか少ないのかどうか、全国的な統計は把握していないので、これが多いのか少ないのかについて今は返答しかねますので、また調べてお答えさせさせていただきたいと思えます。(後刻提出済)

保健福祉部

未熟児養育医療の医療費につきまして、2件申請があったうちの1件ということですのですけれども、申請のタイミングがどうしても2件のうち、1人は11月、もう1人は3月ということで、医療費の請求が大体2か月遅れでされる形となっております。2人目の方については令和7年度に入ってから請求だったために、6年度にできなかったというわけではなく、支払いが翌年度にまたがっての支払いとなっております。もう1点、健康福祉センターの修繕の内訳で

すけれども、大まかに言いますと、900万円の補修工事のところですが、ほとんどがLEDの工事になっておりまして、そのほか健康福祉センターの空調室外機の修繕ということで130万円ほど、あと大きなものとしては、研修室の音響設備の改修、健康福祉センターのチャイムが鳴るプログラムタイマーの更新を行ったことにより、大きな金額として上がっております。その他、少ない金額ですけれども、トイレの水洗が度々壊れておりましたので、そちらの修繕にかかっております。

稲山座長

最後私から、健康課については事業の効果のところについて、保健師さんはしっかりと目的意識を持たれて事業の効果も書かれていますので、しっかりと検証できていると思います。少し文字ばかりで見にくいので、表にしてもらうところは表にしたりとか何か工夫してもらって、さらに決算書を見やすいようにしていただいたら審査もよりスムーズになるとと思いますので、よろしくお願ひします。

日程第2 認定第2号 令和6年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

【保健福祉部】

■医療保険課

保健福祉部、行政経営部より説明

【主な質疑応答】

小島委員

今の行政経営部の説明の中で、一定数徴収ができていますけれども、未納分についてはそもそも忘れていたとか何か理由があつてこのような事態が発生しているのかについてお聞きしたいのと、もう1点は先ほど介護保険のときに頂いた資料の中に、納付意思なしという項目が今回あります。国民健康保険に関してもそういう項目があつて該当する方がいるのかどうかについてお聞かせください。

行政経営部

基本的に現年課税分の未納については、うっかり払い忘れ等が主なものだと考えております。過年度分で高額の場合については、一定数払う意思のない方もいらっしゃいますし、生活困窮とかで、少額の分割納付であったり、納付できない状況にある方もいらっしゃ

<p>稲山座長</p>	<p>います。そういう方につきましては、預貯金等の財産調査を実施しまして、担税力等を見極めながら法律に基づく執行停止などの対応をとっている状況でございます。</p> <p>4ページの直診勘定の部分について聞かせてください。各診療所には、訪問診療、往診を積極的に希望される方には行ったということで記載があるのですけれども、どれくらい往診を希望される方がいて、100%対応できているのかについてお聞かせください。それから更新の件数についても診療所ごとで資料がありますが、西紀診療所は人数の関係もあるかと思うのですけれども、非常に多いです。後川診療所は1桁で受ける人数がそれなりなので、そのような数字なのかもしれませんけれども、診療所までも行けない方がこれから出てくると思うので、その方針の状況をなどどのような対応が今できているのか、もし課題が何かあれば聞かせてください。</p>
<p>保健福祉部</p>	<p>今田診療所の往診については、令和6年4月は6世帯8人、9月からは8世帯9人、12月からは7世帯8人の希望者があり、全て往診に行かせていただいております。皆さんはもともと定期患者として通っておられたのですけれども、診療所まで連れて来ていただく方がいないですとか、動くことも難しくなり、往診になっている状況です。</p>
<p>稲山座長</p>	<p>他の診療所について、今は定期の方が往診になっているという状況で聞かせてもらったのですけれども、全員分に答えられているのかどうかお聞かせください。</p>
<p>保健福祉部</p>	<p>今田診療所と同様で、来られない方に行かれている部分もありますが、ほかの病院から、例えば歯医者の方を往診をされている方で、内科を見てほしいということで紹介があったり、包括支援センターなどから相談があった際には往診に行ったりと、定期でない方に関しても行かせてもらう場合もございます。</p>
<p>畑岡次長</p>	<p>追加で説明させていただきます。往診は各診療所で実施しておりますが、往診していた患者さんが入院されたり亡くなられたということで、令和5年度に比べて令和6年度は減少しております。しかし、要望のある方については100%実施できています。延べ患者数がありますので参考にお知らせさせていただきます。東雲診療所で令和5年は43人だったのが令和6年度は19人になっております。後川診療所では18人が5人、草山診療所では43人が37人、今田診療所では67人が90人で、全体で171人の往診等を行ったのですけれども151人という形で、前年度比88%になっておりますので、今まで往診に行っていた方が入院されたり亡くなら</p>

稲山座長	<p>れたということで、新規の方よりは減っていく方が多くなっている状況になっております。</p>
小島委員	<p>100%応えられてるということで、その辺りは非常に良いかと思えます。これからまだまだこの高齢化が進みますし、一人暮らしも増えると思えます。そういう意味で診療所の役割は大きいと私は思っていますので、今全てに答えられているということでしたので、今後も十分に継続していき、外に出られない方も出てくると思えますので、そこはこれから民生委員とも十分情報収集もしながら、1人でも多くの命が守れるようによろしくお願ひしたいと思います。</p>
保健福祉部	<p>5ページの直診勘定のへき地診療所設備事業補助金について、算出はどのようになっているのでしょうか。</p>
小島委員	<p>まずへき地診療所というのが、半径4キロ以内にほかの診療所がないということで、へき地診療所の交付金が当たる形になっております。診療を行っている日数と職員の給料などの必要経費を抜いて、計算式があるのですけれども、どちらか低いほうで入ってくるという形になっておりますので、必要経費から薬代とかいろいろあるのですけれども、診療日数で幾らあたりというのがあるので、普通に計算したよりは限度額がありますので、そちらの低いほうで入ってきてるという形で、後川、草山、今田診療所の3つはへき地交付金が当たっています。</p>
保健福祉部	<p>ちなみに診察する患者数で金額が変わるなどの話はないのでしょうか。毎年同じ金額なのか変動があるのかお聞かせください。</p>
稲山座長	<p>診療している日数になりますので、先生の都合などで診療を休むこともありますので、患者数ではなく診療の日数でカウントすることとなっています。</p>
行政経営部	<p>賦課徴収費の状況をお聞かせ頂きたいのですけれども普通徴収の部分について、コンビニ納付やスマホ決済等の周知方法を行ったということですが、直接納められる方とコンビニやスマホで納付される方がおられると思いますが、今の納付状況はどのくらいの割合なのかをお聞かせください。</p>
稲山座長	<p>納付状況につきましては種類別に割合をとっております。まず納付書での納付は23.8%、口座振替は36.9%。コンビニとスマホアプリでは13.4%。特別徴収は11.7%、eLTAX、こちらeL-QRの内容になりますが、14.2%となっています。</p>
	<p>ありがとうございました。徴収率は上がったということで非常に良いことですが、今後どの部分に力を入れていきたいとか、その辺りについてもう少し説明をお願いします。</p>

行政経営部	<p>コンビニ納付、e L-Q Rはここ最近に新規導入されていますので目立ったPRをしておりましたが、やはり原点に戻りまして口座振替のPRを再度するべきではないかと思っております。払い忘れがないですので、1番効果的な支払い方法になると思っておりますので、今後はもう一度見直して口座振替をPRしていこうと思っております。</p>
稲山座長	<p>先ほども申し上げたのですが、決算審査のところでは事業効果が白紙のところがあります。国民健康保険特別会計の分でしたら7ページになるのですが、この部分については多分書けないかもしれませんが、事業効果のところについて今回監査から出てますので、何かしらこちらにも記載頂くか何か工夫をお願いします。今は空白ですが、もし事業効果について説明頂けるのであればお願いします。</p>
保健福祉部	<p>こちらは医療機器を購入する際に一般会計からの繰り出しの一般財源分について病院事業債等を借りている分の償還金になります。その分については60%、80%、70%の交付税措置というところで一般会計に国から入ってきておりますので、その分一般会計の費用負担が減っているということになっております。その辺りをこちらの事業効果に記入していきたいと思っております。</p>
岡副座長	<p>2ページの事業効果についてですけれども、健康診断をして健診結果説明会を3回実施されて、生活習慣病等について意識付けることができたと書いてあるのですけれども、これについてももう少し詳細を教えてください。この説明会の詳細と参加の人数、参加の割合が分かりましたら教えてください。</p>
保健福祉部	<p>健康づくり講演会という名称でさせていただいて、その年度に特定健診を受診された国保の方、大体3、4か月分くらいの医療機関健診と集団健診の両方の受診者を取りまとめて、その方たちを対象に案内はがきを送らせてもらって、年間で3回、昨年度実施しています。各講演会と生活習慣病に関わるような健診の結果の見方も内容に加えてもらった講演会を3回していて、全部同じ先生に講演していただくのと、あとはたくさん来ていただきたいということもあるので健康測定といいますか、姿勢を測ったり足裏の重心の状況を見たりですとか、血管年齢を見たりなど、健康に関する測定を2種類、毎回させていただいています。その測定もあるので定員50名までと設定しているのですけれども、毎回定員まではいっていません。昨年度は3回で92名の方の参加がありました。</p>
稲山座長	<p>もう1つお聞かせください。部長もおられるので、B病院がC病</p>

院ということで今交渉を進められておりますけども、各診療所の先生方に今の状況はどのくらい伝わっているのか、どのように見られているのか、直接決算審査とは関係のない部分もあるかもしれませんが、今後大きく動く可能性もあると思いますので、現在どのように伝えられているのかをお聞かせください。

保健福祉部

保健福祉部にそういった情報が来ているというところで、診療所の先生にはお話しできる情報を部長等と各診療所を回って説明させていただいております。今度の10月20日にも診療所を回って、来年度の診療所の運営状況等の話も聞きたいということもありますので、その時にC病院の情報の説明もあわせて部長と私とで診療所を訪問する計画をしています。

保健福祉部

A大学にはC病院の経営移譲に当たって、診療所の後方支援をお願いしているところもありますので、その辺りについては経営移譲先にもできるようにお願いしてるところです。またC病院から今田診療所に整形外科の医師を派遣していただいたり、様々な連携事業、検診等を受けていただいたりしておりますので、その辺りについては十分に診療所の先生にも状況が伝わるように情報提供させていただきたいと思います。

稲山座長

ありがとうございます。それぞれ現場の先生方には情報を適確に遅れることのないように伝えてスムーズに経営移譲と診療所の運営が行きますようお願いいたします。

## 日程第1 認定第1号 令和6年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

### ■医療保険課

保健福祉部より説明

#### 【主な質疑応答】

小島委員

211ページのこども医療費助成事業について、1人当たりの金額や1件当たりの金額が増えているのですが、その辺について資料として学校へフィードバックされたりしているのでしょうか。この増えた要因が分かれば教えてください。

保健福祉部

この状況を学校等にフィードバックはしておりません。増えた要因ですが、昨年度はRSウイルス感染症や手足口病、ヘルパンギーナ、プール熱などが流行しましたので、その辺りの影響もあり、こども医療も増えている状況になっておりまして、入院外が令和5年

小島委員	<p>度は2万4713件でしたが、令和6年度は2万5174件で、通院についても件数は減っているのですけれども金額は令和5年度よりも100万円くらい増えてきていますので、全体で増えてきている状況になっております。</p> <p>同じように208ページの乳幼児医療費助成事業は1件当たり少し減っています。金額もそうですけれども、何かフィールドバックできるような取り扱いとか取り組みがあったら良いと思うのです。どこかのタイミングでこういう関係で減ってます、増えてますということをも市民に周知したら良いと考えますがいかがでしょうか。</p>
保健福祉部	<p>乳幼児医療、こども医療については現物給付が多いので、病名まで見に行くことができないので、医師会や診療所に状況を聞いています。件数と医療費は分かるのでそちらで分析するという形にしか今のところ方法はないです。</p>
稲山座長	<p>そうしましたら同じことをまた聞いてもらうかもしれませんけれども、決算の資料の事業効果の表記の仕方が分かりにくいというところが多くあります。具体的に言いますと、重度のところや高齢者などのところで、非常に短い文章だけになっています。監査の審査の意見書にも付いているとおり、この事業は何の目的で実施するのか、そして令和6年度はどんな事業が実施できてどんな効果があったかというところを書いてもらう部分だと思います。すでに書かれているので、分かるところもあると思うのですが、今回の監査の意見を踏まえて、もう一度表記の方法について全般的に整理をお願いできたらと思います。単一的な書き方が多くなっているように思います。例えば、乳幼児の医療の部分で208ページ、209ページのところで、乳幼児等の健康保持及び福祉の増進を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するというところで、そのとおりですけれども、もう少し何の目的で実施して保護者にどれだけの効果があったのかなど、そのように記載をお願いします。恐らく福祉の部分については、効果測定というのが非常に難しいと私は思いますので、例えば福祉で様々な計画が作られていると思いますので、この計画のこの数値に達成しつつあるなどの表記をすれば、1つの効果測定になると思いますので、それぞれ多くの事業を市民の御要望にこたえて、医療費の助成などをしていただいていることも十分承知しておりますので、それを整理した上でどういったところできて、どのようなところできなかったということも含めて今回、監査の意見がついておりますので、事業効果の部分についてはもう少し表記</p>

の部分の整理をお願いできたらと思います。以前に健康課の審査させてもらったのですけれども、健康課のほうは割合目的意識をしつかりと持たれていました。どんな事業ができてどんな効果があったということがあるのですけれども、その辺りの意識が少ないのかなと、失礼な言い方になるかもしれませんがもありますので、目的意識を持って事業実施をして、どのような効果があつて、来年度はどのような課題があるのかということも決算審査の意味だと思しますので、その辺りの表記についてはこれから十分に検討や整理をお願いしたいと思います。

保健福祉部

午前中の保健福祉部の審査でも御指摘を頂きました。早速来年度に向けて、どういった内容が良いのかということについても検討を始めておりますので、部内含めて来年度に向けて事業の効果については記載方法を考えていきたいと思っております。

日程第3 認定第3号 令和6年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

■医療保険課

保健福祉部より説明

【主な質疑応答】

小島委員

1 ページの後期高齢者医療特別会計について、前年から比べると被保険者数が約60人増えてます。金額も8,000万円ほど増えていて、割り算をすると単価が少し高くなっているように思うのですけれども、原因が分かれば教えていただきたいです。もう1点ありまして、本日から高齢者後期医療制度が2割負担に変わると思うのですが、市に何か影響はありますでしょうか。考えられることがあればお願いいたします。

保健福祉部

被保険者数が増えたのは、団塊の世代の最終の昭和24年生まれの方が入られたことによって、被保険者数が増になっていると考えられます。調定額は、令和6年度に保険料の改定がありましたので、その分が上がってきている形になっております。激変緩和措置の影響もありますので、来年度もまた同じ状況でもう少し上がってくると思っております。続いて高齢者後期医療制度の2割負担の影響ですが、本日から始まったので特に患者さんからの問合せは何も来ていない状況です。広域連合も激変緩和措置ということで、2年前か

ら周知をしております。窓口負担が何で高くなったのかというところについては、その情報だけでは、わからない場合もあると思いますのでこちらに問合せがあった場合には丁寧に説明をしていくしか方法がないと考えております。

稲山座長

今のお話と関連した質問になってしまうかもしれませんが、本日追加でお配り頂いた資料について、高齢者後期医療制度開始後、高齢者の負担が1.2倍で現役世代が1.7倍と負担が増えるということで、先ほど保健福祉部に聞きましたところ9月の出生者数が1桁という状況でして、まだまだ少子化に歯止めがかかっていないと思います。この状況は恐らく改善しないと思うので、後期高齢者の医療制度が先々維持できるのかというところを私は非常に懸念しております。これは国の制度なので市が今どうこう言うことではないのかもしれませんが、中期的にも担当課としてこの後期高齢者医療制度についてどのようなお考えを持たれているのでしょうか。国や県の制度ですので当然そちらのほうへ要望を上げていかないとはいけませんので、この制度の現状についてのお考えの部分をお聞かせいただきたいと思っております。

保健福祉部

医療費は確実に上がっていきます。今も団塊の世代の方が75歳以上になったということで、後期高齢者医療制度の人数も増えてますし、やはり医療も高度医療や高い薬も出てきておりますので、高齢者の医療も高くなり全体的に医療費も高くなって行くことは見えている状況ですが、国も様々な施策を検討されておまして、高額療養費の件についても昨年度改正するということがあったのですけれども、それについては癌患者さんとか高額な医療費を抱えられている方にとってはつらいことであるということで、高額療養費の改定を取下げ今検討に入っている状況になっております。国も医療費をどう低くしていくかということを考えていますので、市としては健康で長生きしていただくように高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施など、市でできる保健事業に力を入れていく方向でいくしかないと思っております。すぐに医療費が下がるとかということはないのですけれども、医療機関に全くかかってない人が悪い状況でいらっしゃるかもしれないというところの保健事業がありますので、その辺りの保健事業に力を入れて少しでも医療費が抑えられればいいというところで、今のところはやっていくしかないと考えております。

稲山座長

ありがとうございます。本当に難しい問題だと思います。先般、部長には同行頂かなかったのですけれども、健幸都市ということで九州の山鹿市に行かせていただきました。健康の康は幸せで岡副座

長も一般質問をされたと思うのですが、健康というキーワードを上げて、保健福祉部など様々な部署で連携をしながら取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

日程第1 認定第1号 令和6年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

■社会福祉課

保健福祉部より説明

【主な質疑応答】

- 小島委員 247ページの生活保護措置事業について、開始件数が15件となっております。こちらについて、大体の年齢層であったりとか、健康を害したとか高齢であったとか、何か要因が分かればお願ひします。
- 保健福祉部 令和6年度の開始につきましては、15件のうち高齢者の世帯の方が6世帯、障害があることで収入を得ることが難しい世帯が1世帯、病気のために収入を得ることが難しい世帯が6世帯、その他2世帯という形で、1番多いのが高齢者世帯と傷病者世帯という形で開始の申請があったところでございます。
- 小島委員 203ページのこどもの食の応援事業について、この補助金の根拠について、こういう理由でこのような金額になっているといった説明をお聞かせください。
- 保健福祉部 各団体には補助金を出せていただいています、事業に係る予算書や決算書を出していただいで補助金の金額を確定させていただいております。事業に関わっている費用から自主財源や徴収された金額を引かせていただき、補助をさせていただきます。昨年度は70万円を上限にしておりましたので、1番上でも70万円の補助となっております。
- 小島委員 ちなみに大体どの程度されているとかの回数に分かりますでしょうか。また参加人数も分かればうれしいです。
- 保健福祉部 令和6年度につきましては、それぞれの団体によって開催回数等は異なります。1番上のA団体については、年3回お弁当の配布、2回が広場ということで体験や交流をされたのが2回で5回となっております。次のB団体につきましては、長期休みのときに実施をされておりまして、年6回開催されておりまして、C団体につきましては

は年10回、D団体につきましては、夏休み冬休みで8回とお弁当の宅配が5回、E団体につきましては毎月1回で年9回、それからF団体につきましては年6回、G団体については4回、1番下のH団体につきましては10回となっております。参加者につきましては積算で延べ人数にはなりますが、A団体が925人、B団体が365人、C団体が222人、D団体が586人、E団体が、少々お待ちください。

小島委員

後で資料を提供してもらえたらそれで結構ですので、後ほど資料を提出いただけますでしょうか。

保健福祉部  
稲山座長

承知しました。(後刻資料提出済み)

156ページの地域生活支援事業について、地域活動支援センターの助成されている団体の一覧がありますので、簡単で構いませんので団体の概要等を聞かせてください。それから所在地が三田市、西宮市とあるのですけれども少し分かりにくいところありますので、その辺についても聞かせてください。それから、それぞれの団体で様々な課題を抱えていらっしゃると思いますし、議員と語る会でも運営のことでお聞きしたこともありますので、団体から何か課題や要望など聞かれとることがあれば状況を聞かせてください。

保健福祉部

地域活動支援センターの各団体の概要ですけれども、順番に上から申し上げます。I団体は主に軽作業と喫茶店を東岡屋でされてる事業所です。J団体は東吹で食堂やお弁当販売など、主に食事の提供をされている事業所です。K団体は南新町で主に手芸などのものづくり、軽作業もされている事業所です。L団体は本郷で軽作業や企業の下請を主にされております事業所です。次にM団体はひきこもりの状況になられた方などが社会に出る第一歩目の場所として、東吹の遊び村の運営を通して、支援されている事業所です。次にN団体が三田市でO団体は西宮市となっておりますが、N団体は同じく軽作業など様々な作業をされている事業所です。次にO団体は西宮市でひきこもりの方や外に出にくい方の支援を主にされておりました事業所で、令和6年9月に閉所されました。続きまして所在地が市外にあるということですが、丹波篠山市に居住をされている方が市外の事業所に行かれている場合、住民基本台帳に登録されている自治体が実施責任となりますのでそのような表記になっております。

稲山座長

それぞれ障がい者の方の支援をしていただいている貴重な団体ですので、引き続き御指導をよろしくお願ひしたいと思います。一部の方から団体運営のことに関して幾らか意見を聞いたことがありま

すので、市としてもしっかりと指導できるところは指導していただきますようよろしくお願いいたします。次に198ページのいじめ防止対策事業についてです。重大事態の発生はなしということで、これは非常にあっては困ることですけれども、2回会議を開催されておりますが、どのようなことが議題に上がり、御意見として出てるのかについてお聞かせください。

保健福祉部

2回開催させていただいていますが、内容としましては各学校で1学期、2学期に実施されておりますいじめのアンケートの報告を中心に情報共有を頂いてる形になっております。その案件の中で各委員から課題や気づかれた内容について意見交換を頂いています。先日も今年度の1回目の会議を開催させていただいたのですが、件数は去年より若干増えてきているところもあります。やはり早期発見、早期対応をすることが重大事態の発生を防ぐということにつながる。昨日に意見があったもので、最近SNSの利用でのいじめの事案が増えてきているということで、その辺りの対策が課題になってきているとか、事案があって双方が謝罪をしてそれを一応受入れた形にはなっているけれども、やはり被害を受けた子どもの心の中にはもやもやとしたものが残っていたりして、それが後を引いている場合もあるということもあり、一旦終わったように見えているけれど、そういう後のフォローといいますか支援というのも大切であるという意見も出ておりましたので、それを含めて学校と教育委員会で対応していただくような話を出していただいております。

稲山座長

ありがとうございます。いじめの重大事態が発生するまでに今言ったことは進んでやっていただかないといけませんので、丁寧な取り組み活動、それから今言われましたように私の時と比較すると恐らくインターネットを通じた見えない形の部分が非常に多いと思いますので、その辺りについては部署が異なるかもしれません。人権推進課の担当になるかもしれませんけれども、十分にそちらの部署とも連携もしながらいじめの重大事態がないような取り組みをよろしくお願いいたします。もう1点聞かせてください。201ページの家庭児童相談室についてです。相談指導の状況が220ということで数値がでているのですけれども、この数字はこれまでと比べて多いのか、それからこれまでどういう状況で推移しているのかを聞かせてください。それからその他の分類になっている8件がどのようなものなのか、分類ができないから8件になっていると思うのですけれども、相談の概要も含めて聞かせてください。

保健福祉部	<p>220件に上げさせていただいておりますが、年度によって多少の増減はあると思うのですけれども、そこまで大きく増減という形ではありませんので、推移している状況かと思われま</p>
保健福祉部	<p>201ページの家庭児童相談室費の中の相談・指導状況について、令和6年度の実績としてその他でありました8件についてです。参考に令和5年度につきましては、合計192件でその他のところは3件ということで、令和6年度は8件でした。表の種別の各項目に該当しないというところで、家庭環境には当たらないのですけれども、不登校気味の子どもから直接相談があったり、家庭に問題がないけれども先ほどと同じように学校に行きたくないというような、子ども本人からの相談もあります。あとは児童養護施設からの相談というところで各分野には当たらない分がその他に入っております。またこの人数についても大体横ばいでございます。</p>
稲山座長	<p>そうしますとこちら先ほどのいじめと同じように、恐らくまずはここに相談が来ると思いますので、窓口で十分に相談の内容を受け止めていただいて、適切な対応をしていただきますようよろしくお願いしたいということで、こちらは要望になります。</p>
岡副座長	<p>154ページの特別障害者手当等支給事業についてですけれども、下の事業の効果のところ、受給者数が令和6年度21で令和7年度と同じ数ではあるのですが、延べ人数が倍以上になっています。こちらの捉え方が分からないので教えていただきたいのですが、どういう捉え方で見たら良いのでしょうか。</p>
保健福祉部	<p>特別障害者手当の表ですけれども、まず、数字が変わらないのではないかということについてです。これは継続して受給されてる方もあるのですけれども、障害児福祉手当ですと20歳を超えると対象から外れますのと、特別障害者手当については受給者が亡くなったりしたということで受給者の多少の違いはあったのですけれども、令和6年1月現在と令和7年1月現在と比べると人数は同じだったということになります。あと延べ人数につきましては、238という数字は、この令和6年度で支給した延べ人数ということで、障害児福祉手当を支給した延べ人数です。その下の578という数字は特別障害者手当を支給した延べ人数なので、この238と578の数字が連動しているわけではございません。</p>
降矢委員	<p>座長からの質問と少しかぶるところがあるかもしれませんが伺いしたいと思います。156ページの地域生活支援事業についてです。7事業所に補助金が出ていると思いますが、ある施設から以前までは平日もあいていて不登校の児童などもそこに集い、心安らぐ</p>

場として施設があったとお伺いしているのですが、現在は草が生い茂っていたりですとか、平日はあいておらず、土曜日と日曜日だけ空いている場所も伺っております。これに関して御存じでしたでしょうか。

保健福祉部

草の状況について、現地を最近見てないのは事実です。ただ現在の状況について、運営されている方が今も頑張っておられるのですが、1人は御高齢であるということで、足があまり向いてないのかなということを推測します。

降矢委員

恐らく管理者の方の御高齢であったり、体調面ということもあるかもしれませんが、しっかりと補助金が出ているので、担当課としましても不登校の子供たちが安心して心安らげる場が今まであったのに今は利用できないという声もありますので、しっかりと現状も受け止めて、今後どのように運営されていくのが良いかというところも調べてもらえたらありがたいです。

保健福祉部

承知しました。

稲山座長

そうしましたら、保健福祉部には3回目になってしまい申し訳ないのですが、今回決算の監査意見については係長以上で多分見ていただいていると思いますので改めてお伝えするのですが、監査意見の43ページの6のところ、目的と経過を踏まえた事業運営についてということで、わざわざ項目を起こして書いてあります。書いてある内容は、目的と効果というのは十分できていないので、目的と効果の記載がない部分が身請けられるということだったと思います。どこの部分なのかということについて、私はそこまで分からないのですが、今回保健福祉部はそういうような表記になっている部分もありますし、そうでないところもあるかと思っておりますので、部長についても何回もお伝えして恐縮ですが、部の中で統一して、何の目的で何を実施して、どのような効果があったのかということをしかりと書き込んで頂くようによろしくお願いたします。来年度に行うとなると多分できないと思いますので、終わったらすぐ書き直すつもりで整理していただいて、来年度の決算審査でまた同じような御指摘がないように、去年も指摘しているのにまた表記できてないということがないように、それぞれ担当課でしっかりと監査審査意見の43ページの6を見ていただいて、監査意見が十分反映していただいたということになりますように記載をよろしくお願をいたします。もう1点、160ページのグループホーム利用者家賃負担軽減事業のところ、昨年度A園の移転に関してお話を聴かせていただきました。A園がどういった

保健福祉部

状況になってきているのか、グループホームの運営がどうなっているのか、そのあたりについてお聞かせください。

A園のことについて、市として把握してる内容について御報告させていただきます。議会のほうについては所管事務調査等ありましたが、市でも大体同じ時期にA園から移転についての報告をもらっておりまして、特に変わった状況は聞いていません。今まで令和6年11月12日に、今のA園長と兵庫県の社会福祉事業団がこられて進捗を伝えますということで、昨年11月に報告がありまして、D病院の跡地に移転に向けて動いていますということでした。その当時については令和8年3月に新しい施設が完成する予定でと、若干遅れている状況ですということでした。完成すれば、そのときには令和8年中頃に今の西古佐にありますA園から移転をする予定と言われていました。最近令和7年度に入りまして6月にも来ていただきまして、現状報告を頂いております。同じく完成とか移転時期も同じように言われてたんですけども、工事の進捗や物価高騰もあって予定が遅れるかもしれないけれども同じように進んでおりますということでした。また、跡地については全体が老朽化をしているということで全体を解体して更地にすると言われております。底地は兵庫県の土地になりまして、上は法人の建物となっております。もう1点、地元自治会は西古佐自治会になります。こちらのほうも自治会長にどういった状況か御存じかというようなことを聞く中で、報告をもらってるが跡地について、更地になるにしろ管理を適正に実施していただきたいというようなことで、荒れ地にならないよう、また、管理が行き届かないということがないようにということも聞いていますのでA園にも伝えたところで、自治会は県知事あてにも要望を出されているところです。まずは事業団の優先順位があるようなので解体の時期もいつ頃になるか分からないけれども、きれいにしていきたいということを聞いております。

■議員間討議

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 認定第1号 | 令和6年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について        |
| 認定第2号 | 令和6年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 認定第3号 | 令和6年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第4号 | 令和6年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    |

— 部長・市長への質問なし —

■その他

稲山座長 以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

稲山座長 異議なし と認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答をふまえ、審査報告を行いたいと思います。

岡副座長 挨拶

15:48 閉会